

会 議 録

(2024 年度 愛知県入札監視委員会第 4 回定例会議)

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2024 年度第 3 四半期における発注工事について総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、経済産業局、労働局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料 1)

・主な質疑

質問・意見	回答 (要旨)
<p>(県民文化局の入札不調・不落について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回目の不調の後、入札参加要件はどのように見直したのか。</li> <li>・ 要件の見直しの結果、見込み業者数はどのように変わったのか。</li> <li>・ 2 回目の入札で応札した業者に対し、低入札価格調査を実施するなどして、契約する方法はなかったのか。</li> <li>・ 元々の仕様に問題はないのか。</li> <li>・ 予定価格の算出はどのようにしたのか。</li> <li>・ 参考見積は何者に依頼したのか。</li> <li>・ 2 者以上から参考見積を徴収すべきでないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械器具設置工事業の総合点数を「730 点以上」から「630 点以上」に緩和した。</li> <li>・ 元々は 8 社であったが、10 社に増加した。</li> <li>・ 低入札価格調査制度に基づく失格判断基準に該当したため、低入札価格調査は実施せず、不落となっている。</li> <li>・ 女性総合センターの吊物機構は特殊な構造であるが、仕様は問題ないと認識している。現在、工期等を踏まえて工事内容を見直しており、再度の入札の準備をしているところである。</li> <li>・ 業者からの参考見積を踏まえており、諸経費等は一般的な公共工事の積算基準を使用し算出している。</li> <li>・ 1 者に依頼した。</li> <li>・ 舞台機構の工事を行うことができる業者は限られており、また現在の吊物機構を設置した業者が倒産した事情もあるため、1 者のみとなった。</li> </ul>
<p>(労働局の一般競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「元プラスチック成形技能検定場建物取壊工事」について、低入札価格調査はどのような場合に実施されるのか。</li> <li>・ 「低入札価格調査等実施要領」は労働局が独自で設けているものなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働局における「低入札価格調査等実施要領」において、予定価格に一定の比率をかけた基準価格の算出方法を定めており、本件はその基準価格を下回ったために調査を実施した。</li> <li>・ 他局のことは分かりかねるが、少なくとも労働局では平成 31 年の組織再編時に旧産業労働部で作成していたものを準用する形で引き</li> </ul>

<p>・低入札価格調査の結果はどうだったのか。</p> <p>(企業庁の入札不調・不落について)</p> <p>・塗裝修繕工事について、他の案件では入札参加者が多い中、なぜ不調となったのか。</p> <p>(建設局の入札不調・不落について)</p> <p>・単価を見直した案件について、どのように見直したのか。</p> <p>(教育委員会の競争入札について)</p> <p>・請負業者が同じ案件が複数あるが、要件を定めたなどの理由があるのか。複数の工事に対応できるのか。</p> <p>(警察本部の一般競争入札、指名競争入札について)</p> <p>・「道路標示の塗装工事及び抹消工事」について、他部局に比べて指名等業者数、入札の参加者見込数が多く、辞退者数が少ない理由は何か。</p>	<p>継いでいる。</p> <p>・財務状況や施工実績から鑑みて、問題ないと判断した。 安価となった要因は自社施工が可能である点や減価償却済みの重機を使用することによる経費の圧縮などが挙げられる。</p> <p>・入札参加者自体は5者いたものの、いずれも最低制限価格未満による失格となったためである。</p> <p>・発注時期が変わったことにより、単価の適用日を見直した。</p> <p>・特に地域要件を定めずに広く募集しているものであり、該当の業者は教育委員会の工事を度々請け負っている業者である。これまでも下請けの業者を活用しながら、しっかり施工していただいていると考えている。</p> <p>・「道路標示の塗装工事及び抹消工事」に関しては、必要な機材や人員が比較的少なく、材料も一般的に入手できる参入しやすい業務であり、また、予定価格も公表していることから参加者数が多いと考える。</p>
---	---

**【検討事案抽出の報告・確認】**

抽出担当委員から、10月から12月までの発注工事について、14局庁等の発注工事の中から、企業庁、建設局、教育委員会の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

**【抽出事案に関する説明及び検討】**

○豊橋南部浄水場沈澱池汚泥掻寄機等修繕工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答(要旨)
<p>・最初の機器設置工事が契約業者ということか。</p>	<p>・当時の施工は別業者であった。その中で当該部品が契約業者のものである。</p>
<p>・当初の設置業者と契約しないのはなぜか。</p>	<p>・今回は部品の交換であるため、部品メーカーと契約した。</p>
<p>・設置業者と設備機器が別々になることは</p>	<p>・設備工事業者自社のものか関連業者のもの</p>

<p>あるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積は契約業者から徴取したのか。</li> <li>・2者からの見積で予定価格を出したのか。</li> <li>・辞退理由は何か。</li> <li>・見積執行回数が複数になることはよくあることか。</li> <li>・見積執行回数が1回で済む方が多いようだが。</li> <li>・経年劣化の消耗品の交換とのことだが、今回は1回目の交換か。</li> <li>・金額が下がった理由は諸経費分を下げたためということか。</li> <li>・諸経費とは何か。大きい順に教えていただきたい。</li> <li>・設計書のどこになるか。</li> <li>・業者はどのくらいでみていたのか。</li> <li>・どこがどう高かったか精査出来ないのか。</li> <li>・見積価格を下げるためにどのような交渉をしたのか。</li> </ul>	<p>であることのほうが多いが、別の業者になることもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考見積は契約業者ともう1者から徴取を試みた。</li> <li>・2者のうち1者は辞退したため、結果として契約業者のみの見積となった。</li> <li>・辞退届にある理由では、部品メーカー固有の部品について部品メーカーから価格の開示がなかったためとのことである。</li> <li>・随意契約の場合は、予定価格を公表していないため、複数回になることはある。</li> <li>・積算の大半は修繕部品、設備の参考見積価格が基本となるので、県の積算基準部分である諸経費を多く見積もらなければ1回で済む。</li> <li>・上水1系1号のプロキュレータを2019年度、上水1系2号の汚泥掻寄機を2005年度、排泥池5号の攪拌機を2009年度に交換している。</li> <li>・部品メーカー固有の部品類及び部品類の取り換えに必要な労務数量については参考見積を徴取している。諸経費は県の積算基準価格のため、その部分で予定価格を上回ったと思われる。</li> <li>・諸経費とは間接的な準備費、技術管理費、安全費、業者運営費用、利益等であるが、大きいのは業者運営費用と利益であると思われる。</li> <li>・資料の15ページの諸経費で、250万円強である。</li> <li>・恐らく150万円程度高いのではないか。</li> <li>・業者がどう内訳を出しているかは把握していない。</li> <li>・今回は電子入札で行っており、見積者の入札、予定価格を上回ったことによる再度の見積もり依頼もすべて電子入札で行っているため、価格交渉はない。</li> </ul>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・元々の業者の諸経費が高かったのが、見積を重ねて適正価格になったということか。</li> <li>・見積執行は何回でもできるのか。また、何回もやり直している間に見積者があきらめることはあるのか。</li> <li>・辞退となったら、設計等を見直して再度見積依頼ということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸経費が見積を重ねて適正価格になったと考えている。</li> <li>・随意契約の場合、見積執行回数の制限がないので、予定価格内になるまで何度もやり直すことは可能である。 ただ、少しずつ見積額を下げていくうちに、見積者が利潤確保できないと判断し、辞退すれば不調ということになり、そういう事例もある。</li> <li>・設計等を見直して再度見積依頼することになる。</li> </ul>
---	---

○日光川上流流域下水道事業水処理施設築造工事（3系）（その2）（余裕期間・週休2日・遠隔臨場）【建設局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案や入札金額に差が出ず、施工実績の差によって落札者が決まっているが、この結果をどのように考えるか。</li> <li>・どのように施工実績を確認しているか。</li> <li>・技術点が同点とならないように何か対策はしているか。</li> <li>・入札無効となった業者の内訳書不備の内容は。</li> <li>・通常より評価項目が少ない理由は。</li> <li>・予定価格は公表しているか。また、その算出方法は。</li> <li>・施工実績により細かく配点を分けている理由は。</li> <li>・据置価格を定めることにより最も低い入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は WTO 案件であり、実力のある業者が集まったことから、技術提案や入札金額に差が出なかったと思われる。また、本件は高い施工能力を要する工事であることから、施工実績は非常に重要だと考えている。</li> <li>・落札候補者から施工実績を確認できる書類を提出させて確認している。</li> <li>・技術点に差が出るように評価項目を設定し技術提案を求めているが、工事の内容によっては同点となることもある。</li> <li>・内訳書の積み上げに誤りがあった。</li> <li>・本件は WTO 案件であり、県外や海外の業者が参加できることから、技術提案や施工実績といった項目を残し、県内業者等、特定の業者が有利となるような評価項目を除外している。</li> <li>・予定価格は事前公表しており、土木積算基準に基づき算出している。</li> <li>・評価に差が出るように細かく分けている。</li> <li>・低価格による入札は施工の質や下請に対す</li> </ul>

<p>札価格の業者ではなく施工実績の多い業者が落札しているが、どう考えているか。</p>	<p>る処遇に直結するため、価格のほか技術力や施工実績を重視する本県の方針に沿った結果であると考えている。</p>
--	---

○御津あおば高等学校校舎改修工事【教育委員会】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札業者が少ない理由は。</li> <li>・ 入札要件で地元業者に絞っているのか。</li> <li>・ 他の地域から業者の参加はないのか。</li> <li>・ 工事期間を業者が対応できるような期間設定にはできなかったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東三河は校舎の改修等でも不調が多い地区であり、業者の請負業務が多く、技術者がいない等により入札参加が難しい状況がある。</li> <li>・ 絞っていない。大規模な工事は地域要件を設けることもあるが、今回の工事では広く募集している。</li> <li>・ 今回の工事期間は年度当初に受注した工事を終えていない時期になるので、追加で請け負うのは難しく、参加がなかったのではないかと思われる。</li> <li>・ 設計が必要な工事であったため、年度の前半に設計を行っており、工事期間の調整が難しかった。またフレキシブルハイスクールは県内初の取組であるため、こういった工事が必要か検討するのに時間を要した。</li> </ul>

【検討結果のまとめ】

委員会として今回検討した各事案について、特に意見はないが、今後とも一者応札の解消に努めること。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について